

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告 示

ページ

- 徴収事務の委託【産業経済局雇用・生産性改革推進部スタートアップ推進課】 3
- 徴収事務の委託【保健福祉局地域福祉部地域福祉推進課】 4
- 指定医療機関の指定【保健福祉局総務部難病相談支援センター】 5
- 徴収事務の委託【市民文化スポーツ局安全・安心推進部消費生活センター】 6
- 瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請【環境局環境監視部環境監視課】 7
- 徴収事務の委託【子ども家庭局子育て支援部児童文化科学館】 11
- 特定有害物質によって汚染されている形質変更時要届出区域の指定（2件）【環境局環境監視部環境監視課】 12
- 徴収事務の委託【産業経済局総務政策部産業政策課】 14

◇ 公 告

- 特定調達契約の相手方の決定【消防局総務部総務課】 15
- 公募型プロポーザル方式に係る手続の開始【教育委員会事務局学力・体力向上推進室】 16
- 特定調達契約の相手方の決定【会計室】 19

◇ 訓 令

- 北九州市高度情報化調整会議に関する規程の一部を改正する訓令【総務局情報政策部情報政策課】 20

◇ 交 通 局

- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【交通局総務経営課】 2 1
- 特定調達契約の落札者の決定【交通局総務経営課】 2 4

◇ 公営競技局

- 特定調達契約の落札者の決定【公営競技局ボートレース事業課】 2 5

北九州市告示第152号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州テレワークセンターの使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和2年4月10日

北九州市長 北橋健治

受託者		委託期間
名称	住所	
f a b b i t 共同事業 体 代表者 A P A M A N 株式会社	北九州市小倉北区浅野 三丁目8番1号	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで

北九州市告示第 1 5 3 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 4 9 号）第 4 0 条第 1 項の規定により、北九州市立福祉会館における使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和 2 年 4 月 1 0 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
社会福祉法人北九州市 社会福祉協議会	北九州市戸畑区汐井町 1 番 6 号	令和 2 年 4 月 1 日から 令和 3 年 3 月 3 1 日まで

北九州市告示第154号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第14条第1項の規定により指定医療機関の指定をしたので、同法第24条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和2年4月10日

北九州市長 北橋健治

1 病院又は診療所

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
ホームケアクリニックたんぼぼ	北九州市八幡東区昭和二丁目1番13号	令和2年4月1日
ながた歯科クリニック	北九州市八幡西区三ヶ森四丁目12番12号	令和2年4月1日

2 薬局

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
門司港調剤薬局	北九州市門司区本町2番10号1階	令和2年4月1日

3 訪問看護ステーション等

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
訪問看護ステーション もじっこ	北九州市門司区東門司二丁目4番18号	令和2年4月1日

北九州市告示第155号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市が指定した指定定期検査機関が行う特定計量器の定期検査に係る手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和2年4月10日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
特定非営利活動法人 北九州市計量士会	北九州市小倉北区親和 町6番2号	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで

北九州市告示第156号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可申請があったので、同条第4項の規定によりその概要を告示し、同条第3項に規定する事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該特定施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までに、北九州市長に、事前評価に関する事項についての意見書を提出することができる。

令和2年4月10日

北九州市長 北 橋 健 治

1 申請の概要

(1) 申請者

北九州市八幡西区黒崎城石1番1号
三菱ケミカル株式会社福岡事業所
理事役事業所長 辻川昌徳

(2) 工場又は事業場の所在地及び名称

北九州市八幡西区黒崎城石1番1号
三菱ケミカル株式会社福岡事業所

(3) 設置される特定施設に関する事項

ア 種類、名称及び能力

種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の第27号ヌに掲げる廃ガス洗浄施設
名称	除害塔 CS1D910
能力	22Nm ³ /h

イ 使用時間間隔、1日当たりの使用時間、季節的変動及び施設の設置年月日

使用時間間隔	連続
1日当たりの使用時間	24時間
季節的変動	なし
設置年月日	許可後

ウ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの量及び汚染状態

汚水量 (m^3 /日)	通常 12 最大 12
水素イオン濃度	通常 6～13 最大 13
化学的酸素要求量 (mg/l)	通常 3, 250 最大 3, 250
窒素含有量 (mg/l)	通常 1, 050 最大 1, 050

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

汚水の処理施設の名称、使用時における当該汚水処理施設による処理後の汚水等の1日当たりの通常量及び最大量並びに当該汚水等の汚染状態の通常値及び最大値等

ア 排水処理設備ASA2

項目	設置前	設置後
汚水等の量 (m^3 /日)	通常 10, 533 最大 12, 293	通常 10, 550 最大 12, 310
水素イオン濃度	通常 6～9 最大 6～9	同左
化学的酸素要求量 (mg/l)	通常 170 最大 230	同左
浮遊物質量 (mg/l)	通常 63 最大 86	同左
ノルマルヘキサン抽出 物質含有量 (mg/l)	通常 — 最大 4	同左
フェノール類含有量 (mg/l)	通常 — 最大 9	同左
窒素含有量 (mg/l)	通常 166 最大 254	同左
^{りん} リン含有量 (mg/l)	通常 9.3 最大 38	同左

ふっ素及びその化合物 (mg/ℓ)	通常	1	同左
	最大	6	

(5) 排水水に関する事項

ア 排水口名 No. 5排水口

イ 排水量及び汚染の状態

項目	設置前		設置後	
排水水の量 (m ³ /日)	通常	59,224	通常	59,073
	最大	81,532	最大	81,337
水素イオン濃度	通常	5～9	同左	
	最大	5～9		
化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	通常	39	同左	
	最大	45		
浮遊物質 (mg/ℓ)	通常	30	同左	
	最大	40		
ノルマルヘキサン抽出 物質含有量 (mg/ℓ)	通常	—	同左	
	最大	1		
フェノール類含有量 (mg/ℓ)	通常	—	同左	
	最大	1		
窒素含有量 (mg/ℓ)	通常	60	同左	
	最大	120		
燐含有量 (mg/ℓ)	通常	2.5	同左	
	最大	9		
ふっ素及びその化合物 (mg/ℓ)	通常	6	同左	
	最大	6.7		

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

令和2年4月10日から同年5月1日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市環境局環境監視部環境監視課

3 意見書の提出要領

事前評価に関する事項についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、令和2年5月1日までに前項第2号の場所に到着するように提出すること。

北九州市告示第157号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市立児童文化科学館における使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和2年4月10日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
安全警備株式会社	北九州市八幡西区筒井町5番5号	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで

北九州市告示第158号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、次の土地を特定有害物質によって汚染されている形質変更時要届出区域に指定することについて、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。また、この告示により指定する形質変更時要届出区域に係る同法第15条第1項に規定する台帳は、北九州市環境局環境監視部環境監視課及び北九州市立文書館に備え付ける。

令和2年4月10日

北九州市長 北 橋 健 治

1 形質変更時要届出区域の所在地

北九州市戸畑区牧山五丁目1788番1の一部

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の名称

クロロエチレン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ジクロロメタン、トリクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、テトラクロロエチレン、ベンゼン、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物、ポリ塩化ビフェニル、チウラム、シマジン、チオベンカルブ並びに有機りん化合物

3 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の名称

カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

北九州市告示第159号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、次の土地を特定有害物質によって汚染されている形質変更時要届出区域に指定することについて、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。また、この告示により指定する形質変更時要届出区域に係る同法第15条第1項に規定する台帳は、北九州市環境局環境監視部環境監視課及び北九州市立文書館に備え付ける。

令和2年4月10日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 指定する形質変更時要届出区域
北九州市八幡東区東田一丁目4番105
- 2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 3 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

北九州市告示第160号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市立商工貿易会館における使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和2年4月10日

北九州市長 北橋健治

受託者		委託期間
名称	住所	
北九州商工会議所	北九州市小倉北区紺屋町13番1号	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

北九州市公告第249号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第4条に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和2年4月10日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 特定役務の名称及び数量
令和2年度消防通信指令システム保守業務委託 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市消防局総務部総務課
北九州市小倉北区大手町3番9号
- 3 契約の相手方を決定した日
令和2年3月27日
- 4 契約の相手方の名称及び住所
日本電気株式会社 九州支社
福岡市博多区御供所町1番1号
- 5 契約金額
1億5,134万9,880円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
政令第11条第1項第2号に該当するため。

北九州市公告第250号

次のとおり応募者に資格条件を付与した公募型プロポーザル方式に係る手続を開始する。

令和2年4月10日

北九州市長 北 橋 健 治

1 契約概要

- (1) 件名 令和2年度「子どもひまわり学習塾」におけるオンライン学習サービス利用許諾契約
- (2) 契約内容 「子どもひまわり学習塾」に参加する児童生徒を対象に、多様な教育機会を提供する方法の一つとして、ICTを活用した学習支援を行うための、オンライン学習サービス利用許諾契約
- (3) 履行期間 契約締結日から令和3年3月31日まで

2 参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (2) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 次の申立てがされていないこと。
 - ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て
 - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続の申立て
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 役員等（役員及び従業員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不当な利益を得る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認め

られる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の活動又は運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に不適切な関係を有していると認められる者

カ 暴力団員であることを知りながら、暴力団員を雇用し、又は使用している者

(5) 法人税及び事業所所在地における地方税（法人住民税、事業税等をいう。）が未納でないこと。

(6) 契約者に選定された場合、履行期限内に当該業務の履行完了が可能な体制にあり、かつ、企画提案書提出時の総括責任者が当該業務を担当できること。

3 企画提案書の提出者を選定するための評価基準

前項の参加資格の適合可否

4 契約の相手方の候補者を選定するための評価基準

(1) 企画提案書及び見積書の内容

(2) ヒアリングでの対応

5 契約の交渉等

前項の評価基準により選定した候補者と、第1項の契約の締結の交渉を行う。

6 応募手続等

(1) 担当部局

北九州市教育委員会事務局学力・体力向上推進室

北九州市小倉北区大手町1番1号

電話 093-582-3445

(2) 説明書の交付場所、交付期間及び交付方法

ア 交付場所 前号に同じ。

なお、説明書は、北九州市教育委員会事務局学力・体力向上推進室のホームページにも掲載する。

イ 交付期間 この公告の日から令和2年4月24日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

ウ 交付方法 第1号の場所において無償で交付する。

なお、説明書の郵送又はFAXによる入手申込みは、認めない。

(3) 参加表明届の提出場所、提出期限及び提出方法

ア 提出場所 第1号に同じ。

イ 提出期間 この公告の日から令和2年4月24日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

ウ 提出方法 持参又はFAX（提出期間までに必着のこと。）

(4) 企画提案書及び見積書の提出場所、提出期間及び提出方法

ア 提出場所 第1号に同じ。

イ 提出期間 企画提案書の提出者として選定された通知を受けた日から令和2年5月18日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

ウ 提出方法 持参又は郵送（郵送による場合は、書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

7 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 関連情報を入手するための照会窓口 前項第1号に同じ。

(4) 詳細は、説明書による。

北九州市公告第 251 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「政令」という。）第 4 条に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 78 号）第 12 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 2 年 4 月 10 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 特定役務の名称及び数量
北九州市財務会計システム基盤サービス提供業務 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市会計室
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
- 3 契約の相手方を決定した日
令和 2 年 3 月 26 日
- 4 契約の相手方の名称及び住所
株式会社日立製作所九州支社北九州支店
北九州市小倉北区堺町一丁目 2 番 16 号
- 5 契約金額
1 億 1,968 万円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
政令第 11 条第 1 項第 2 号に該当するため

北九州市訓令第7号

庁中一般

北九州市高度情報化調整会議に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年4月10日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市高度情報化調整会議に関する規程の一部を改正する訓令

北九州市高度情報化調整会議に関する規程（昭和56年北九州市訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表の幹事の項中「総務局情報政策部主幹」を「総務局情報政策部情報システム担当課長」に改める。

付 則

この訓令は、令和2年4月10日から施行する。

北九州市交通局公告第12号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市交通局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年北九州市交通局管理規程第5号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替えて適用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和2年4月10日

北九州市交通局長 池上 修

1 調達内容

(1) 購入品目及び予定数量

軽油 15万リットル

(2) 購入物品の特質等 仕様書で定めるとおり

(3) 履行期間 令和2年6月1日から同月30日まで

(4) 納入場所 北九州市交通局若松営業所及び向田営業所

(5) 今後購入が予想される数量及び入札公告予定時期

予定数量125万リットル 令和2年5月頃

(6) 最初の契約に係る入札公告日 令和2年2月10日

(7) 入札方法 単位当たりの価格により行う。価格は軽油引取税を含むものとし、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から軽油引取税を除いた金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市交通局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成7年北九州市交通局管理規程第1号）第2条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

(3) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2524）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和2年5月11日までに競争入札参加資格申請を行わなければならない。

4 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市若松区東小石町3番1号
北九州市交通局総務経営課

イ 日時 公告の日から令和2年5月22日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで並びに同月25日の午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後2時まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所 北九州市若松区東小石町3番1号
北九州市交通局42会議室

イ 日時 令和2年5月15日午後2時

(4) 競争参加の申出書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、令和2年5月11日までに競争参加の申出書を北九州市交通局総務経営課に提出しなければならない。

(5) 郵送による場合の入札書の受領期限 第1号アの場所に書留郵便により、令和2年5月22日午後5時までに必着のこと。

(6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市若松区東小石町3番1号
北九州市交通局42会議室

イ 日時 令和2年5月25日午後2時

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。ただし、北九州市交通局契約規程（昭和39年北九州市交通局管理規

程第5号。以下「契約規程」という。)において準用する契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規程において準用する契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規程において準用する契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市交通局総務経営課

〒808-0017 北九州市若松区東小石町3番1号

電話 093-771-8401

6 Summary

(1) Product and Quantity

Gas Oil

Forecasted Quantity:

150,000ℓ

(2) Deadline of Tender (by hand)

2:00p.m., May 25, 2020

(3) Deadline of Tender (by mail)

5:00p.m., May 22, 2020

(4) For further information, please contact:

General Affairs and Management Division, Transportation Bureau,
City of Kitakyushu

北九州市交通局公告第13号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市交通局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年北九州市交通局管理規程第5号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和2年4月10日

北九州市交通局長 池上 修

- 1 物品等の名称及び予定数量
軽油 12万リットル
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市交通局総務経営課
北九州市若松区東小石町3番1号
- 3 落札者を決定した日
令和2年3月25日
- 4 落札者の名称及び住所
日通商事株式会社
北九州市小倉北区西港町15番63号
- 5 落札金額
1リットル当たりの金額 74円80銭
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
令和2年2月10日
- 8 落札方式
最低価格による。

北九州市公営競技局公告第8号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市公営競技局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成30年北九州市公営競技局管理規程第11号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和2年4月10日

北九州市公営競技局長 上野 孝 司

1 購入品目及び予定数量

モーターボート競走出走表 133万7,000枚

2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地

北九州市公営競技局ボートレース事業課

北九州市若松区赤岩町13番1号

3 落札者を決定した日

令和2年3月13日

4 落札者の名称及び住所

阪本印刷株式会社

北九州市若松区南二島二丁目14番10号

5 落札金額

6,069万6,700円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 一般競争入札の公告をした日

令和2年1月30日

8 落札方式

最低価格による。